

意思決定支援を受けた自己決定（SDM）の概念 －高齢者支援における追加的な選択肢としての注目－

林 宏美

■ 要 約 ■

1. 米国やカナダ、オーストラリア等の国々では、高齢者支援における追加的な選択肢の一つとして、意思決定支援を受けた自己決定（SDM）の概念が近年重視されるようになってきている。サポーターが可能な限り高齢者本人の意思決定を支援し、本人によるスムーズな自己決定を可能にするという SDM の概念は、2006 年 12 月に国際連合が採択した「障がい者の権利に関する条約（CRPD）」に端を発する。
2. SDMに基づく自己決定は、①最終判断は高齢者本人、②裁判所は無関与、③サポーターの陣容や支援内容の変更等が可能、④サポーターはチーム制も取りうるし、支援内容に応じて別のサポーターを付けることも可能、といった特徴があり、後見制度と一線を画している。
3. 米国では、2017 年に「後見・保全その他の保護措置に関する統一法（UGCOPAA）」が制定されている。UGCOPAA では、後見制度の利用を開始する前に、「より制約の少ない代替的な選択肢（less restrictive alternatives）」として SDM 等を検討すべきである、とされている。
4. 少子高齢化社会の日本においても、高齢者支援ツールのラインアップ拡充の一つに、SDMの概念に基づく支援を含めることは、検討に値するのではないか。ニューヨーク州の事例では、SDMによる支援を利用しない場合に比べて、高齢者本人の生活の質（QOL）が向上し、より自立した生活を営むことになりうるという利点が指摘されている。また、地方自治体等の負担抑制につながる可能性も注目に値しよう。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・ 門倉朋美・林宏美「米国における高齢者支援の新たな選択肢『SDM』と金融リテラシーの拡充」『野村資本市場クォーターリー』2024 年冬号。
- ・ 野村亜紀子「高齢者の資産管理と持続的代理権―長寿化時代に求められる支援の拡充―」『野村資本市場クォーターリー』2024 年冬号。

I 高齢者支援の選択肢の一つとして注目される SDM

人間のライフサイクルにおける高齢期には、誰しも、多かれ少なかれ、身体機能低下に加えて、認知判断能力の低下に悩まされる状況が不可避である。認知判断能力が低下すると、日常生活で自ら判断を求められる状況に直面した際、スムーズに物事が進まなくなり、様々な支障が出かねない。本人の認知判断能力がある一定以上機能している場合には、こうした状況に対応すべく、家族や友人、周囲にいる各分野の専門家等に相談し、そうした相談を踏まえて自身で自己決定が出来るケースも少なくないと想定される。

先進国では、国による程度の差こそあれ、高齢化が進む傾向にあることから、支援を必要とする高齢者の数も増加基調にある。こうしたなかで、米国やカナダ、オーストラリアをはじめとした国々では、「意思決定支援を受けた自己決定（Supported Decision Making、以下 SDM）」という概念が重要視されつつある。

本稿では、SDM という概念¹を踏まえたうえで、高齢者本人とその支援を行う者（サポーター）との間の支援内容を明記した SDM 契約（SDM Agreement）、さらには SDM 契約に関する法制を整備する米国の取組みを概観し、SDM という概念の日本における活用可能性を探ることとする。

II 高齢者本人の自己決定を支援する SDM という概念

SDM とは、高齢者本人に対する支援を行うサポーターが、高齢者本人の意思決定を支援することによって、高齢者本人によるスムーズな自己決定を可能にする概念である。サポーターの役割を担うのは、家族や友人、専門的な支援員などが想定される。SDM における最も重要な点は、SDM で複数のサポーターから幅広い支援を受ける場合であっても、最終的な判断をする主体はあくまでも高齢者本人であり、サポーターはどのような状況に置かれていても、支援に徹する点である。

1. 障がい者の権利に関する条約（CRPD）

認知機能が低下しても可能な限り高齢者本人の意思決定を尊重する SDM を重視する取り組みは、国際連合が 2006 年 12 月に「障がい者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下 CRPD）」を採択したことに端を発する。「法律の前にひとしく認められる権利」を規定している CRPD 第 12 条 2 項では、「障がい者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力（legal capacity）を享有すること²を認める。」と規定されており、障害を有する者も、健常者と同等な法的能力を生まれながらに有している、とされている（図表 1）。そのうえで、同条 3 項で「障がい

¹ SDM の対象となるのは、知的障害や発達障害、認知障害、心理社会的障害、などを有する人々であるが、本稿では、認知判断能力が低下しはじめた（低下している）高齢者に焦点を絞っている。

² 「享有する」とは、「生まれながらに持っている」ことを意味する。

図表 1 CRPD12 条「法律の前にひとしく認められる権利」

1. 締約国は、障がい者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障がい者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
3. 締約国は、障がい者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
4. 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障がい者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障がい者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障がい者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
5. 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障がい者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障がい者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

（出所）障害保健福祉研究情報システム「障がい者の権利に関する条約」（日本政府公定訳）第 12 条（2014 年 1 月 20 日公布）

者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。」と規定されており、これが SDM の概念に基づく取り組みを後押ししている。また、同条 4 項では、濫用を防止するための仕組みを整えることも規定されていることから、SDM の濫用を防ぐための対策を講じることも求められている。2023 年 12 月現在、CRPD の署名国・地域数が 188、批准国・地域数が 164 まで増加している³。

2. SDM に基づく自己決定

1) SDM に基づく自己決定の概念

SDM の概念に基づく「意思決定支援」は、高齢者本人の営んでいる生活やこれまでの人生で培われた嗜好等によって本人が求める支援内容が千差万別であることから、多岐にわたる。SDM に基づく支援は、高齢者本人が自身の取りうる選択肢を理解する段階、選択肢の中から自ら取る選択肢を決断する段階、決断した選択肢の内容を関係する第三者に伝達する段階、という大きく 3 つの段階が想定される。こうした支援の具体的なツールの例としては、①平易な文章で記されたガイドブック、視覚や聴覚で認識できる情報の提供、②選択肢を十分に検討するための追加的な時間の確保、③メリットおよびデメリットのリスト作成、④高齢者本人が選択肢の中身を理解する一助とするためのロールプレイングの提示、⑤第三者との重要なミーティングにおいて、本人が選択肢を覚え、議論を行うことを支援するため、サポーターが同席してのメモ作成、⑥親族の場合に金銭面の判断を一緒に行うための共同口座（joint account）の

³ 日本は、2007 年 9 月 28 日に CRPD に署名し、2014 年 1 月 20 日に批准している。

開設、などが挙げられている⁴。

高齢者支援の追加的な選択肢である SDM に基づく自己決定の概念は、後見制度との相違点を比較すると容易に理解することができる（図表 2）。

第一に、後見制度では、高齢者本人による決定権限を本人から後見人に移譲する仕組みであり、最終的な判断をするのは後見人である。これとは対照的に、SDM に基づく自己決定では、サポーターから幅広い支援を受けたとしても、最終的な判断をするのはあくまでも高齢者本人である。

第二に、後見制度では後見人の任命から、後見人の死亡など内容を変更しなければならない事態に直面した場合の対応に至るまで、裁判所の手続きが必要となるが、SDM に基づく自己決定では、基本的に裁判所の関与は想定されていない。

第三に、後見人或いはサポーターの変更の柔軟さにおいても一線を画している。後見人の場合には、いったん裁判所が任命すると、原則として変更が認められないのに対し、サポーターは、高齢者本人が求める支援内容の変化に応じて、本人が自由に変更することが可能である。

第四に、後見制度では一人ないしは二人が後見人としての役割を果たすのに対し、SDM では、支援内容によって異なるサポーターをつけることも想定されている。複数のサポーターが様々な分野の支援を担当するチーム制を取る場合もあれば、個々のサポーターの支援分野を定め、それぞれ独立した形式で支援を行う場合もある。とりわけチーム制を採る場合には、サポーター間でのチェック機能が働くことで、サポーターとしての権限の濫用を未然に防ぐ可能性が高まる利点も想定されうる。

図表 2 意思決定支援（SDM）に基づく自己決定と後見制度との比較

項目	意思決定支援（SDM）に基づく（高齢者本人の）自己決定	後見制度
基本的な仕組み	高齢者本人と支援者間の契約に基づく。高齢者による自己判断を支援する仕組みであり、その内容は多岐にわたる。	裁判所が任命或いは承認した後見人が、高齢者本人に代わって様々な判断を行う。高齢者本人の権限を後見人に移譲。
最終的に意思決定を行う者	高齢者本人	後見人
支援者/後見人のコアとなる原則	高齢者と支援者の間にある信頼関係が礎	高齢者にとって望ましい判断が何かを理解している、高齢者よりも上位に位置づけられる人
支援者/後見人の変更	支援が必要となる分野の変更などに伴い、柔軟に支援者を変更することが可能。	原則認められない。
支援者/後見人の人数	大人数も可能。支援範囲ごとの設定が可能。	一人ないしは二人
支援/後見の内容	多種多様	型にはまった内容 ・身上監護（生活・療養看護） ・財産管理
裁判所の役割	高齢者本人は、裁判所の手続きを経ることなく、利用するサポーターをいつでも変更することができる。サポーターの陣容を増やすことが容易にできることから、多くの人々の見識を取得することができる。	何らかの変更事項がある場合には、必ず裁判所の手続きを経ることが求められる。後見人に問題がある、或いは死亡する事態に直面した際には、裁判所が内容の変更や新たな後見人の任命を承認しなければいけない。裁判所が最良だと判断する場合、後見人を変更したり、より多くの権限を後見人に付与することができる。

（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

⁴ American Civil Liberties Union, “Supported Decision-Making: Frequently Asked Questions.”

両者の間にこうした相違が出るのは、そもそも高齢者本人の能力等の判断方法が異なることに起因する。すなわち、後見人制度を利用する場合、裁判所が本人の IQ スコアを基に判定した高齢者本人の能力や支援の必要性は、制度利用申請以降、本人の生涯を通じて変更がないと想定しているのに対し、SDM の概念においては、高齢者本人の能力は、自分自身のみで可能な能力と、支援付きで可能となる能力の両者を捉えているためである。SDM では、高齢者本人の認知判断能力は、一般的には年月を経るにつれて低下していくことが想定される一方で、本人が様々な支援を享受することによって、自己決定を向上させることができる面にも着目している。

2) ファシリテータード SDM および法制に基づく SDM

SDM に基づく支援は、例えば家族間、友人間で、従来から非公式に利用されているケースも少なくないと見られるが、米国では、高齢者本人とサポーターとの間で SDM 契約を締結し、支援内容を明示的に可視化する動きも目立っている。このように SDM 契約の締結を目標にしてその支援内容を明確にし、サポーターがスムーズに支援を提供できるようにするための取り組みは、ファシリテータード SDM（以下 FSDM）とも呼ばれる。SDM 契約を信頼できる文書とするための工夫は州によって異なっているが、高齢者本人およびサポーターから独立した立場にある第三者の成人 2 人の証人の前で契約を締結するか、或いは公証人の署名をもって効力を発揮する、としている州が主流と見受けられる。

SDM 契約として支援内容を可視化することにより、銀行をはじめとした金融機関、弁護士、不動産業者等を中心に、高齢者本人に対して何らかのサービスを提供するサード・パーティは、その支援体制の存在を認識することが可能となる。

もっとも、SDM 契約を活用しながら、サード・パーティが提供するサービスを享受する契約を、高齢者本人が締結しようとしても、サード・パーティ側が不適切な相手との契約を締結したとする訴訟リスクを懸念し、締結に至らない場合も少なくない。そして、場合によっては、サード・パーティが、同契約を締結するために後見人制度の活用を勧めるケースも実態としてある。

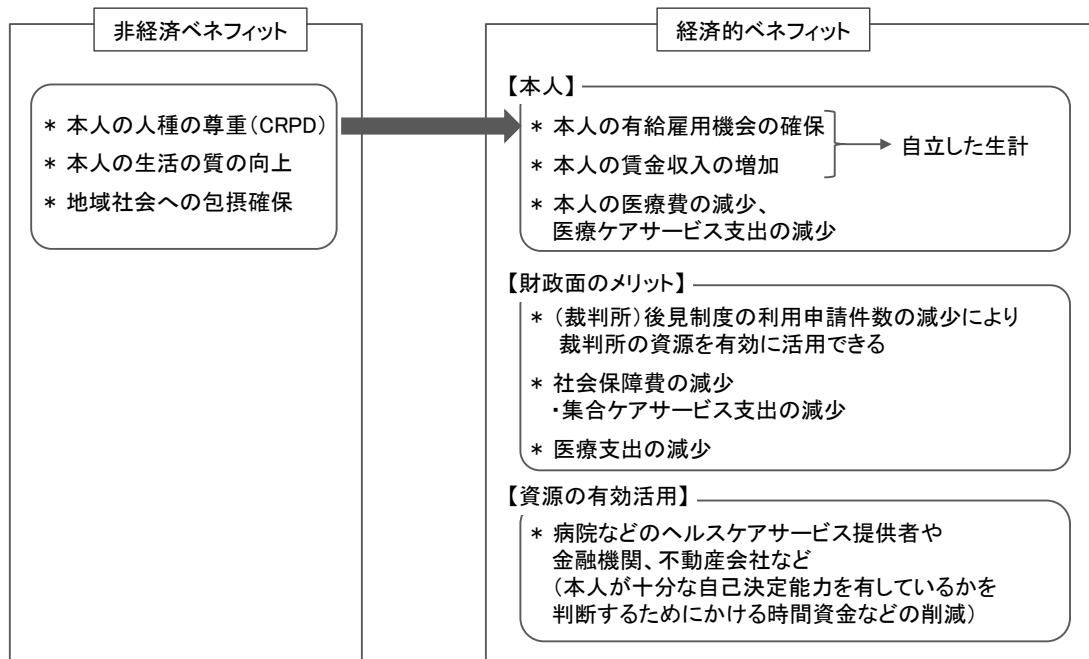
こうした状況を回避し、高齢者本人が SDM 契約を基に自己決定を確実に実現するため、米国では、SDM 契約法制を整備する取り組みが進められている（詳細は後述）。

3) SDM に基づく支援策活用のベネフィット

SDM に基づく支援を活用することによって、様々なベネフィットを享受することが可能となる。

SDM 活用のベネフィットは、非経済的ベネフィットと経済的ベネフィットの大きく 2 つに分類することができるが、両者には密接な関連性がある（図表 3）。まず、高齢者本人の非経済的ベネフィットを考えると、高齢者本人が自らの生活、人生につ

図表3 SDM 活用のベネフィット



(出所) 野村資本市場研究所作成

いて最終判断をできる状況に置かれることによって、本人の生活の質が向上することに加えて、地域社会での生活を継続できる可能性が高まり、地域社会に包摂されている安心感を得ることが期待できる。こうした非経済的ベネフィットを享受し地域社会へのつながりを維持できれば、例えば地域社会での雇用機会を得ることができるなど、経済的ベネフィットにもつながりやすい。

地方自治体や州政府、連邦政府の財政面でのベネフィットも期待できる。SDM の利用が増加すれば、裁判所に対する後見制度の利用申請件数が減少し、その結果裁判所の資源を有効に活用できることにつながる。また、SDM の支援により自立した生活を実現できる高齢者が増加することによって、公的な高齢者施設などにおける集合ケアサービス支出の減少、公的な医療費の減少などにつながる公算も大きい。

そして、SDM の利用で最も期待できるメリットの一つとして注目すべきなのは、病院などのヘルスケアサービス提供者や金融機関、不動産会社などのサード・パーティが、本人が十分な自己決定能力を有しているかどうかの判断に費やす時間やコストを削減できる点を指摘することができる。これらのサード・パーティが、より多くの人々に対して効率的に満足度の高いサービスを提供できるようになり、最終的には本人も含む多くの高齢者が裨益することが期待できる。

Ⅲ 米国における SDM 契約法を整備する動き

1. SDM 契約法導入の背景と各州で相次ぐ SDM 契約の法制化

米国は、2009 年 7 月 30 日に CRPD に署名したことを契機に、2010 年頃から SDM に基づく取り組みが進められるようになった⁵。2012 年以降になると、例えばニューヨーク州では、SDM による支援体制が整えられている個人については、裁判所が後見制度の利用申請を却下するといった判断も見られる⁶。

米国では、既述したように、SDM 契約が存在しても、必ずしも同契約を用いた高齢者の自己決定が第三者に受け入れられているわけではない点が様々な州で問題視されてきた。米国の各州が SDM 契約法制を相次いで導入している背景には、こうした点を解消し、SDM 契約に基づく高齢者本人の判断を社会が受け入れる素地を整えることがある。とりわけ注目されているのは、医療従事者や金融機関、不動産の家主をはじめとしたサード・パーティが SDM 契約に基づく高齢者本人の自己決定を受諾することができないとしてサービスの提供を行わない状況である。サード・パーティの立場に立つと、SDM 契約に基づいて医療ケアや金融取引、その他のサービスを提供した場合、後付けで本人の契約締結能力が不足していたとして、訴訟を起こされるリスクが払しょくできない。そのため、各種サービスを提供するサード・パーティは、裁判所が任命する後見人を付けることが肝要であるとして、後見人の任命を推奨する事例も少なくない模様である。

こうした状況を解消するべく、2015 年のテキサス州を発端として、SDM 契約法を導入する動きが米国の州で相次ぐようになった。2023 年 12 月時点では、18 州およびワシントン特別区で SDM 契約法が導入されている（図表 4）。

図表 4 SDM 契約法を導入した州の一覧

年	州名	年	州名	年	州名
2023	アラバマ	2021	ニューハンプシャー	2018	アラスカ
2023	アリゾナ	2020	ルイジアナ	2018	ワシントンDC
2022	カリフォルニア	2020	ワシントン	2018	ウィスコンシン
2022	メリーランド	2019	インディアナ	2015	デラウェア
2022	ニューヨーク	2019	ネヴァダ	2015	テキサス
2021	コロラド	2019	ノースダコタ		
2021	イリノイ	2019	ロードアイランド		

（注） 2023 年 12 月 15 日時点。

（出所） 野村資本市場研究所作成

⁵ 米国は、2023 年 12 月 12 日時点でも、批准・加入はしていない。

⁶ 本人が 11 年間にわたって SDM ネットワークの支援を得てきた状況で後見制度の利用が申請され、却下されたケース（50 Misc.3d 666, 677, 19 N.Y.S.3d 867 [Sur. Ct., Kings Co. 2015]）等がある。

2. SDM 契約法の概要

SDM 契約を法制化し、実効性のある契約とするには、後見制度との対立をどのように回避するかが焦点となる。米国の後見制度ならびにその根拠法は、各州で定められているが、SDM 契約も各州の法律で規定されている。

以下では、統一州法である「後見・保全その他の保護措置に関する統一法（Uniform Guardianship, Conservatorship and Other Protective Arrangements Act、以下 UGCOPAA）」に触れた上で、州における具体的な事例として 2022 年に SDM 契約法を制定したニューヨーク州の取り組みを取り上げる。

1) UGCOPAA

州法に基づいて定められている後見制度について、各州の政府が任命する弁護士グループで構成する統一州法委員会（Uniform Law Commission）は、1969 年以来、後見制度に関する法律に関して改正すべき点の勧告をしてきており、適宜法律上の規定が改訂されてきた経緯がある。その後 2017 年には、統一州法委員会が、後見制度に関連する最新の統一州法⁷として、UGCOPAA を制定した⁸。

UGCOPAA では、後見制度の利用を開始する前に、「より制約の少ない代替的な選択肢（less restrictive alternatives）」として SDM を検討すべきであることを求めている。「より制約の少ない代替的な選択肢」とは、後見人を任命するよりも、本人が制約を受ける権利が少ない状況で、本人のニーズに対応できるアプローチを指す、としている。具体的な選択肢としては、SDM の他に、適切な技術的支援、受取代行人⁹（representative payee）の任命、個人による代理人の任命、さらには、医療に関する持続的代理権（power of attorney for health care）や金融面における持続的代理権（power of attorney for finances）の設定を含む、とされている¹⁰。

このように、UGCOPAA は、後見制度の代わりに、SDM を含む、より制約の少ない代替的な選択肢が果たす役割を認識し、その利用を推奨している。UGCOPAA は、技術的な支援或いは SDM を利用することで、高齢者本人のニーズが満たされるのであれば、後見制度の利用は適切ではない、と位置づけている。そのうえで、裁判所に対しては、自分自身ですべての意思決定を行うことが不可能である本人の保護に必要となる、より制約の少ない方法を利用する命令を下すことを求めている。

⁷ 統一州法とは、各州が制定する法律の中でも米国全体として統一するのが望ましい分野について、各州政府が任命した弁護士グループで構成する統一州法委員会が、超党派で作成する法律である。なお、統一州法が各州で効力を発揮するには、各州議会が、同様な内容の法律を制定する必要がある。

⁸ UGCOPAA を踏まえた州法を制定済みの州は、メイン州、ワシントン州、ハワイ州の 3 州である（2023 年 12 月 26 日時点）。

⁹ 受取代行人とは、意思決定能力を喪失した者が、公的年金ならびにその他の公的給付金を受け取るために、連邦政府の基準に従って定めるものである。受取代行人の選定手続きは、本人に意思決定能力がないことを、所定のフォーマットで医師が証明することで可能であり、法定後見人の選定手続きに比べて簡素である。

¹⁰ 米国における持続的代理権委任状（DPOA）について、詳細は、野村亜紀子「高齢者の資産管理と持続的代理権—長寿化時代に求められる支援の拡充—」『野村資本市場クォーターリー』2024 年冬号を参照。

2) ニューヨーク州の SDM 契約法

(1) ニューヨーク州での SDM 契約法の導入

ニューヨーク州では、精神衛生法¹¹（the Mental Hygiene Law）の中に、新たに「意思決定支援を受けた自己決定（Supported Decision Making）」に関する 82 条を盛り込むことで、SDM 契約が法制化された（図表 5）。

同法 82 条においては、SDM について「自己決定をする者が、一緒に住む人や住む場所の決定、金融面に関する決定、受けたサービスや支援、医療ケア、働きたい場所をはじめとした決定をするため、信頼できる人々からの支援を活用する方法」と定義している。そのうえで、SDM 契約とは、「自己決定をする者が、意思決定支援を利用する方法に関して明記した、自己決定をする者と一人或いは複数の支援者との間で締結する契約」である、としている。

SDM 契約には、同法 82 条 11 項に基づく契約と、同法に基づかない契約の 2 種類がある。前者の 82 条 11 項に基づく SDM 契約の場合には、ファシリテーターが契約内容のレビューを行い、署名をすることが求められる。ファシリテーターとは、高齢者本人やサポーターとともに協働する、NY 州障がい者福祉支援局（Office for People with Developmental Disabilities、OPWDD）が公認する個人や組織を指す。

図表 5 NY 州の精神衛生法に新たに盛り込まれた第 82 条の項目

条項	項目名
82.01	法律制定にあたって判明した調査結果および目的
82.02	定義
82.03	能力(capacity)の想定
82.04	範囲
82.05	支援者(supporters)の義務、責任ならびに権限
82.06	契約の構成と期間
82.07	契約の取り消し、および修正
82.08	支援者の適格性および辞任
82.09	契約のファシリテーション
82.10	契約の形式
82.11	自己決定支援を受けた判断、ならびに第三者による義務に関する法律上の効果
82.12	賠償責任における制約
82.13	支援者の通知(notice)
82.14	不正利用、強制、不当威圧(undue influence)、金融面の搾取
82.15	規則および規制

(出所) State of New York より野村資本市場研究所作成

¹¹ ニューヨーク州では、後見制度に関する法律として、精神衛生法 81 条に加えて、遺言検認裁判所手続き法（Surrogates Court Procedure Act）17 条 A 項の 2 本が存在している。前者が認知症や脳卒中が原因で認知判断能力を失った大人を主な対象としているのに対し、後者は、発達障害のみに適用される。なお、後者については、1969 年に制定されて以来、本質的に内容は変更されていない。

図表 6 SDM 契約を構築するまでのプロセス—ニューヨーク州—

フェーズ 1	高齢者本人が週 1 回ペースでファシリテーターと面談。面談の目的は、ファシリテーターが、高齢者本人のコミュニケーションの取り方、判断の仕方、短期ならびに長期に見て浮上する可能性がある自己判断を必要とする案件の想定、本人が選択する可能性がある信頼を置いているサポーターの中から、本人にとって重要なのは誰かを把握することである。
フェーズ 2	高齢者本人がサポーターにしたいと考える人(=サポーター候補者)とファシリテーターが面談。 SDM に関するガイダンスとしての位置づけ。 サポーター候補者が良きサポーターになることの意味合いに関する理解を深めることを、ファシリテーターが支援。
フェーズ 3	高齢者本人、サポーター候補者、担当ファシリテーターが一堂に会し、SDM 契約を作成。 参加者全員が自身の役割や義務、責任を理解することが目的。 ファシリテーターが SDM 契約のドラフトを準備し、関係者全員がドラフトをレビューし、必要に応じて加筆修正。 ファシリテーターが最終版の署名を監視。

(出所) Elizabeth Pell, “Supported Decision-Making New York: Evaluation Report of an Intentional Pilot,” August 2019 より野村資本市場研究所作成

(2) ニューヨーク州における SDM 契約の浸透を目指すプロセス

ニューヨーク州では、SDM 契約法を整備することに加えて、同法に基づく SDM 契約の利用が円滑に進むようにするため、高齢者本人ならびにサポーターに向けた SDM の概念等の理解を深める研修等も手がけている。また、SDM 契約のスムーズな利用を支援するため、ファシリテーターの設置を含めた各種支援プロセスに紐づける工夫がなされている。この点は、SDM に関する研修ならびに SDM 契約がスムーズに利用されるための支援がないと SDM 契約法は不十分である、とする米国障がい者評議会 (National Council on Disability、NCD) が公表した報告書¹²の捉え方と一貫性がある。

なお、ニューヨーク州では、SDM 契約を構築するまでのプロセスのモデルとして、図表 6 が示すフェーズ 1 からフェーズ 3 が想定されている。

3. SDM 利用に伴う経済的便益の試算事例—ニューヨーク州における FSDM 利用の経済的インパクトの推計

ニューヨーク州発達障害プランニング・カウンスル (New York State Developmental Disabilities Planning Council、DDPC) は、ニューヨーク市立大学やハンターカレッジをはじめとした組織が設立したコンソーシアムである「意思決定支援ニューヨーク (Supported Decision Making New York、以下 SDMNY)」に対して 5 年間で 150 万米ドルの補助金を拠出した。SDMNY は、SDM の概念を理解するための研修の提供や、SDM 利用のパイロットテスト等も実施している。

¹² National Council on Disability, “Beyond Guardianship: Toward Alternatives That Promote Greater Self-Determination,” March 2018.

さらに、SDMNY は、FSDM ならびに SDM 契約法の導入に伴う経済的インパクトを推計するべく、投資銀行の STOUT に試算を委託した。

SDM 利用に伴う効果は、既述したように、経済的便益と非経済的便益とに分類されるものの、後者については算出が困難であることから、前者の経済的便益に焦点を当てた試算が行われている（図表 7）。具体的には、4 つのシナリオを設定し、正味現在価値（Net Present Value、以下 NPV）アプローチを用いて SDM 利用に伴う経済的便益を算出した。4 つのシナリオとは、①FSDM の利用によって集合ケアからの退出を達成するシナリオ、②FSDM の利用によって集合ケアの利用開始を遅らせるシナリオ、③FSDM によって救急医療ケアや包括的なサービスの利用を減らすシナリオ、④FSDM の利用によって集中的な集合ケアの利用を減らすシナリオである。

FSDM ならびに SDM 契約法を活用せずに、高齢者本人が経験する将来の期待キャッシュフロー（集合ケアの費用、救急部門利用費等）の NPV と FSDM や法制に基づく SDM 契約を利用する場合に高齢者本人が経験する将来の期待キャッシュフローの NPV との差額が、FSDM 等を導入するニューヨーク州への期待ベネフィットの NPV を示している。この際、将来のキャッシュフローのリスクや不確実性を考慮した割引率を用いて NPV を計算している。

例えば、シナリオ 1 における NPV は 1 人当たり 48 万 4,200 米ドルであるが、これは FSDM や SDM 契約法の活用によってニューヨーク州が削減できるとする金額である。高齢者施設である集合ケアに居住し続ける状況で FSDM や SDM 契約法を利用するシナリオ 3 の場合、シナリオ 1、2、4 に比べて NPV は 16,600 米ドルと少ないものの、この場合においても一定の効果はあると捉えることが出来る。

図表 7 STOUT による FSDM、SDM 契約法導入による経済的便益の試算

シナリオ	シナリオの概要	FSDM、SDMA 法制の活用		FSDM、SDMA の NPV (推計値)
		あり	なし	
シナリオ 1	facilitated SDM (FSDM) の利用によって集合ケアからのエグジットを達成 (4年間集合ケアに居住、その後13年間は集合ケアから出る。 17年目以降は集合ケアに再入居)	436,800	921,000	484,200
シナリオ 2	FSDM の利用によって集合ケアの利用開始を遅らせる (集合ケア施設への入居を7年間遅らせる) (救急の医療ケアを受ける頻度は5回→2回に下がる)	722,600	921,000	198,400
シナリオ 3	FSDM の利用によって救急の医療ケアや包括的サービスの利用を減らす (FSDM のベネフィットは2年後から18年間享受) (※集合ケアに引き続き居住)	904,400	921,000	16,600
シナリオ 4	FSDM の利用によって集中的な集合ケアの利用頻度を減らす (※集合ケアの集中度を落とした、より安価な施設へ5年後に引越)	500,900	921,000	420,100

(注) 数字の単位は米ドル。期間は 20 年間。一人当たりの試算。なお、FSDM ならびに SDM 契約をニューヨーク州で利用する際、利用開始時のコスト（1 回のみ）として 1 人あたり 7,000 米ドルがかかる、と仮定している。当該コストには、高齢者本人やサポーターの支援を行うファシリテーターの研修費、ファシリテーターが高齢者本人やサポーターの支援に活用する資料の開発、ファシリテーターにつけるメンターの費用等が含まれている。

(出所) STOUT, “The Estimated Economic Impact of Facilitated Supported Decision-Making in New York,” October 11, 2022 より野村資本市場研究所作成

IV 日本への示唆

以上見てきたように、SDM という概念を基にした FSDM や SDM 契約の利用は、後見制度等に加えた、新たな高齢者支援の選択肢の一つとして注目度が近年高まっている。本稿で取り上げたように、例えば米国では SDM 契約法を整備する州が相次いでいるが、こうした法律では、後見制度の利用に踏み切る前の段階で、SDM をはじめとした「より制約の少ない代替的な選択肢」の利用可能性を考慮すべきである、と捉えられており、こうした代替的な選択肢が利用できないと判断される際に初めて後見制度の利用が視野に入る、と位置付けられている点が注目に値する。

加えて、SDM 概念の興味深い点としては、高齢者本人が自力でできる能力のみに着目するのではなく、SDM の支援付きでできる能力にも着目する点である。本人の認知判断能力だけに焦点を当てると、例えば認知症の場合、症状が進むにつれて低下する傾向があるが、SDM 支援付きで本人が可能な能力は、支援をうまく使えるようになれば高まる可能性もある。

勿論、認知判断能力の低下が顕著になれば、SDM 契約では対応が厳しくなる状況も大いに考えられる。こうした状況に備えて、SDM 契約を利用する高齢者本人は、併せてヘルスケア面や金融面における DPOA などを結ぶことも推奨されている。本人の認知判断能力の急な変化への対応を視野に入れておくことも肝要、と捉えられている。

もっとも、SDM の概念に基づく仕組みを円滑に利用できる体制づくりは、米国においても、緒についたばかりと言える。SDM が対象とする概念が、高齢者本人の状況に応じて幅広い範囲に適用されうることから、サポーターの支援を行うアドバイザー的な組織の存在も重要になってくると言える。こうした組織を中心として、サポーターに対して、SDM における支援内容やその方法について指南したガイドブックやビデオ・インストラクション・ツールなどの蓄積も不可欠と考えられる。今後、このような動きが顕在化するのか注目される。

長寿化の進展に伴い、支援を必要とする高齢者数のさらなる増加が見込まれる日本においても、後見制度に加えた、高齢者支援の仕組みの選択肢拡充という観点で、SDM の概念に基づく支援を含めることは、検討に値するのではないだろうか。ニューヨーク州の事例からは、SDM による支援を利用しない場合に比べて、高齢者本人の生活の質（QOL）が向上し、より自立した生活を営むことになりうるベネフィット、さらには、地方自治体等の財政面のコスト削減と資源の有効活用につながる可能性が示されている。地方自治体等の負担抑制につながる可能性があるなら、SDM という概念に基づいた支援の導入はその観点からも一考に値しよう。